

## 4月1日から施設使用料や各種手数料を改定します

市内の公共施設使用料や各種手数料などの一部を、4月1日から改定します。公共施設の使用や各種証明書の発行は、特定の利用者のみが、サービスの提供を受けるものがあります。そのため、利用者に使用料や手数料を負担していただいています。

改正にあたっては、サービスの提供にかかる経費を基に使用料などの算定を行いました。なお、すべての使用料などについて見直しをした結果、据え置きとなった施設もあります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。



### ■みよし市立学校施設使用料

学校教育課 ☎32-8026 FAX34-4379

区分	時間	午前	午後	夜間
小学校運動場		100円	100円	100円
中学校運動場		100円	100円	100円

午前 9:00~12:00  
午後 13:00~16:00  
夜間 18:30~21:30

### ■コミュニティ広場使用料

協働推進課 ☎32-8025 FAX76-5702

区分	利用区分	料金
多目的広場(南部)	1時間	220円
多目的広場(南部以外)	1時間	130円

### ■カリヨンハウス使用料

サンネット ☎33-4150 FAX33-4151

区分	時間	午前	午後	夜間
イベント広場		500円	500円	500円

午前 9:00~13:00  
午後 13:00~17:00  
夜間 17:00~21:00

■拡声装置(1式)…500円 ■映像装置(1式)…350円

### ■グラウンド使用料

スポーツ課 総合体育館内

☎32-8027 FAX34-6030

区分	利用区分	料金
旭グラウンド	全灯1時間	5,490円
(夜間照明)	半灯1時間	4,390円

### ■総合体育館使用料

スポーツ課 総合体育館内 ☎32-8027 FAX34-6030

区分	時間	午前	午後	夜間
競技場(全面)		6,880円	6,880円	6,880円
競技場照明(全面)1時間	1/4灯	300円	300円	300円
競技場照明(全面)1時間	半灯	600円	600円	600円
競技場照明(全面)1時間	全灯	1,200円	1,200円	1,200円
競技場照明(半面)1時間	1/4灯	150円	150円	150円
競技場照明(半面)1時間	半灯	300円	300円	300円
競技場照明(半面)1時間	全灯	600円	600円	600円
トレーニング室		6,120円	6,120円	6,120円
個人利用(トレーニング室)		1回250円		

■競技場冷暖房設備(1時間)…5,320円  
■柔道場冷暖房設備(1時間)…950円  
■剣道場冷暖房設備(1時間)…950円

午前 9:00~13:00  
午後 13:00~17:00  
夜間 17:00~21:00

### ■保田ヶ池センター使用料

公園緑地課 ☎32-8024 FAX34-4189

区分	時間	午前	午後	夜間
大集会室		1,170円	1,570円	1,370円
講習室		320円	430円	380円
和室		220円	290円	260円

午前 9:00~12:00  
午後 13:00~17:00  
夜間 17:30~21:00

### ■屋外体育施設使用料

スポーツ課 総合体育館内 ☎32-8027 FAX34-6030

区分	利用区分	料金	照明料
三好公園野球場	1時間	640円	3,900円
三好公園陸上競技場 (トラック・フィールド)	1時間	160円 ※	全灯 2,230円 半灯 1,890円
三好丘公園多目的広場	1時間	360円	—
三好丘桜公園多目的広場	1時間	360円	—
黒笹公園多目的広場	1時間	210円 ※	全灯 1,780円

※改定なしとなります。

### ■都市計画図販売料

都市計画課 ☎32-8021 FAX34-4429

区分	利用区分	料金
都市計画図(1/2500)の複写	1枚	150円
都市計画図(白図)	1枚	300円

### ■一般廃棄物処理手数料(埋立処分)

環境課 ☎32-8018 FAX76-5103

区分	利用区分	料金
自己搬入手数料	10kg	30円

■行政財産の目的外使用に係る使用料 財政課 ☎32-8002 FAX76-5021

	区分	利用区分	料金
土地	物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合	1日	160円
	業として写真の撮影を行う場合	1日	160円
	業として映画の撮影を行う場合	1日	1,620円
	興行を行う場合	1㎡1日につき	6円
	展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合	1㎡1日につき	6円
	露店、商品置場その他これらに類する施設	1㎡1日につき	360円
建物	自動販売機の設置や食堂、売店などの店舗などとして使用する場合	1㎡1月につき	1,430円

■都市公園使用料 公園緑地課 ☎32-8024 FAX34-4189

	区分	利用区分	料金
土地	物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合	1日	160円
	業として写真の撮影を行う場合	1日	160円
	業として映画の撮影を行う場合	1日	1,620円
	興行を行う場合	1㎡1日につき	6円
	展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合	1㎡1日につき	6円